

岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災を受け、
令和8年1月1日から林野火災の予防を目的とした
「林野火災注意報・警報」の運用が始まります。

☆発令対象期間☆

1月1日から5月31日までの期間。

ふるさとの
山を守ろう
火の手から



※大規模な林野火災の発生は1月～5月に集中しています。また、林野火災の出火原因の多くは人為的なものです。屋外で火を取り扱う際には、市町村が発令する林野火災警報・注意報に留意していただくようお願いします。

☆林野火災注意報・警報について☆

「林野火災注意報」

林野火災の予防上注意を要する気象状況になった際には「林野火災注意報」を発令し、火災予防条例に定める「火の使用制限」について**努力義務**を課すこととなります。次に示す、屋外での火を使用する行為を控えていただくようお願いします。

「林野火災警報」

さらに、林野火災の予防上危険な気象状況になった際には、「林野火災警報」を発令し、火災予防条例に定める「火の使用制限」について**義務**を課すこととなります。次に示す、屋外での火を使用する行為が禁止されます。



☆林野火災注意報・警報が発令された場合の規制について☆

- (1) 山林、原野等において火入れをしないこと。
- (2) 煙火を消費しないこと。
- (3) 屋外において火遊び又はたき火をしないこと。
- (4) 屋外においては、引火性又は爆発性の物品その他の可燃物の附近で喫煙をしないこと。
- (5) 山林、原野等の場所で、火災が発生するおそれがあると認めて市町長が指定した区域内において喫煙をしないこと。
- (6) 残火（たばこの吸殻を含む。）、取灰又は火粉を始末すること。



☆たき火とは☆

屋外で、落ち葉、枝木などを焼却することをいう。

